

資料5

ガイドラインの骨子案について

平成31年3月18日

神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議 設置準備会
事務局提出資料

ガイドラインの骨子案（1）

（◆＝必要事項として整理したい事項 ◇＝留意事項又は参考情報として整理したい事項）

- 1 ガイドラインの目的等
 - 1-1 ガイドラインの目的
 - 1-2 横浜市ガイドラインとの関係
 - 1-3 用語の定義
- 2 神奈川県が目指す地域医療連携ネットワーク
 - 2-1 国が目指す全国保健医療情報ネットワーク
 - 2-2 神奈川県が目指す地域医療連携ネットワーク
- 3 地域医療連携ネットワークの計画と構築
 - 3-1 地域医療連携ネットワークを構築する地域の単位
 - ◆ 横浜市内7地域、横浜市以外は二次医療圏を地域医療連携ネットワークの構築単位とする。
 - 3-2 地域協議会
 - 3-2-1 地域協議会の設立の単位
 - ◆ 地域医療連携ネットワークを構築する地域の単位ごとに地域協議会を設立する。
 - 3-2-2 地域協議会の設立の呼びかけ
 - ◆ 地域協議会は、中心的な役割を担おうとする中核病院や、地域の医療関係団体、行政の呼びかけにより組織化を目指すものとし、当該区域内に存在する病院、医科・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等に、可能な限り幅広く協議会への参加を呼びかけるものとする。
 - 3-2-3 地域協議会の設立の合意
 - ◆ 参加機関の多数の合意により地域協議会を設立する。
 - 3-2-4 地域協議会の定款・規約
 - ◆ 一定の事項について定款を定めるものとする。
 - 3-2-5 地域協議会の法人格
 - ◇ 法人格（一般社団法人、公益社団法人、NPO法人等）の取得は必須とはしないが、参加機関の負担金の管理を適切に行うため、法人格の取得が望ましいものとする。
 - 3-2-6 ベンダー調整機関・主任者の設置
 - ◇ システムベンダーとの調整が発生することから、主たる調整役を設置することを推奨する。
 - 3-2-7 地域協議会において協議し、決定すべき事項等
 - ◆ 地域で共有する医療情報の範囲、システム銘柄の決定、参加機関別の負担金の合意、情報閲覧制限等の重要事項について、地域協議会で協議し、決定すべき事項とする。

ガイドラインの骨子案（２）

(以下、◆＝必要事項として整理したい事項 ◇＝留意事項又は参考情報として整理したい事項)

3-3 地域で共有する医療情報の範囲

- ◆ 地域で共有する最低限の医療情報の範囲は、全国保健医療情報ネットワークで共有することが予定されている医療情報とする。
- ◇ その他、地域協議会で議決するところにより、在宅における各種医療情報（褥瘡状態や口腔衛生状態の画像情報、バイタル情報等）、介護情報、人生の最終段階において受たい医療のあり方に関する事前指示書等の情報を、地域医療連携ネットワークにより共有する。

3-4 システム銘柄の技術的要件及び選定

3-4-1 厚生労働省標準規格の実装

- ◆ 全国保健医療情報ネットワークを介して、各地域医療連携ネットワークの蓄積データを共有するために必要な厚生労働省標準規格については、システム銘柄に実装する。

3-4-2 技術要件

- ◆ 一定の事項について、導入しようとするシステム銘柄の技術要件を記載する。
 - ①クラウド型 ②各システムから送信用端末を介して、一定時間ごとに、自動で、地域医療連携ネットワークのクラウドサーバにデータ送信できること ③クラウドサーバの十分な容量の確保 ④クラウドサーバのバックアップサーバを南関東地域以外に設け、県内における大規模災害発生時にバックアップサーバからデータ復旧を迅速にできること ⑤職種別に情報閲覧・情報更新権限を制限できること ⑥未受診医療機関等からの情報閲覧を禁止できること。ただし、初診時及び救急時においては、当該医療機関の判断で、これを解除できる仕組みを設定できること ⑦一定の事項について名寄せができること 等

3-4-3 システム銘柄の選定

- ◆ プロポーザル方式により、各地域協議会で決定する。導入費用及び維持管理経費の金額の水準を評価基準の一つに設定する。

3-5 参加機関の負担金

- ◆ 参加機関別の負担金を合意する。地域の医療団体、病院等に事務局を設け、当該事務局において負担金を管理する場合は、当該団体等の一般会計について繰り入れず、別会計で管理する。
- ◇ 参考に、他の地域医療連携ネットワークの負担金の一例を記載する。

3-6 新規加入を希望する機関の受入及び脱退

3-6-1 新規加入を希望する機関の受入

- ◇ 地域協議会設立後、新たに参加希望の申し出があった場合は、可能な限り受け入れるものとする。

3-6-2 脱退

- ◇ 脱退は、自由とする。

ガイドラインの骨子案（3）

（以下、◆＝必要事項として整理したい事項 ◇＝留意事項又は参考情報として整理したい事項）

3-7 地域医療連携ネットワークのホームページの開設

- ◆ 地域協議会の設立後、速やかにホームページを開設し、各種の広報等を行う。

4 地域医療連携ネットワークの運用

4-1 地域協議会の運営

- ◆ 運用開始後も、地域協議会を適宜開催する。

4-2 本人同意の取得と個人情報の保護

4-2-1 本人同意の取得方法

- ◆ 地域医療連携ネットワークで共有する医療情報は、要配慮個人情報に該当することから、オプトインによる個人情報の取得が必要。その際、一定の事項について、本人から同意を得る。

①当該患者への適切な医療・介護の提供のため、当該地域医療連携ネットワーク参加機関間及び他の地域医療連携ネットワーク間で、当該患者の医療情報を共有すること。②匿名加工情報とした上で、国又は地方公共団体の医療政策に活用することがあること。

4-2-2 職種別の情報閲覧範囲、情報更新権限の設定等

- ◆ 地域協議会の諸規定で定めるところにより、参加機関別・職種別に、閲覧できる情報、更新できる情報に制限を設ける。

4-2-3 未受診医療機関等からの情報閲覧制限等

- ◆ 当該県民が受診したことがない医療機関、サービスを受けたことがない薬局、訪問看護ステーション、介護事業者は、当該県民の医療情報を参照できない。ただし、初診時、救急時等の場合において、当該患者により適切な医療を提供するため、当該患者の医療情報で地域連携ネットワークのクラウドサーバに蓄積されている医療情報を参照する必要があると合理的に認められる場合は、当該医療機関の判断で、情報閲覧制限を解除できる仕組みを設ける。

4-2-4 個人情報保護法制上の留意点及び不適切な個人情報の取扱いの禁止

- ◇ 正当な理由なく業務上知り得た医療情報を漏洩すると、刑罰法規に触れる可能性があるほか、正当な理由なく医療情報を閲覧し、又は漏洩すると、民事責任が発生する可能性があることについて、注意喚起を図る。

ガイドラインの骨子案（４）

(以下、◆＝必要事項として整理したい事項 ◇＝留意事項又は参考情報として整理したい事項)

4-3 患者の名寄せ

◆ 患者の名寄せは、①氏名、②性別、③生年月日、④郵便番号、⑤被保険者番号で行うものとする。

4-4 定期的な評価

◆ 地域協議会は、各四半期末の参加機関数、登録患者数等の指標をホームページに公開するものとし、これらの指標に基づき、定期的な評価を行うものとする。

4-5 参加機関における安全管理対策の徹底

◆ 参加機関は、サイバーセキュリティに関する国のガイドラインに準拠した組織体制及び運用を確保する。

5 地域医療連携ネットワークの更新

5-1 地域協議会における議決

5-2 データ引継ぎ

◆ 変更前のクラウドサーバに蓄積されているすべてのデータを引き継ぐものとする。

6 県の補助事業により地域医療連携ネットワークを構築する際の留意点

◆ ガイドライン中、必要事項として整理するもののうち、県の補助事業により地域医療連携ネットワークを構築する場合に確実に満たしていただく事項を記載する。

◆ 補助金交付申請までの手続を記載する。